

共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方

令和3年6月3日
消費者庁

第3回の議論を踏まえた基本的な方向性・和解のメリット・検討事項

基本的な方向性

- 共通義務確認訴訟における和解について、現行法よりも柔軟なものとする方向で検討する

和解のメリット

- 多種多様な集団的消費者被害への柔軟な対応が可能
- 対象消費者に支払うべき金額が一義的に決定
- 判決と異なり、守秘義務条項等により和解内容を公開しないことが可能
- 早期解決によるレピュテーションリスクの回避・負担軽減

検討事項

- ① 共通義務確認訴訟における和解を柔軟化する範囲についてどのように考えるか
- ② 和解内容の実現に至るまでの手順についてどのように考えるか
- ③ 具体的な和解内容（第三者に金銭を支払う和解、総額和解、守秘義務条項）についてどのように考えるか
- ④ 適正性確保のために現行法上の方策以外に方策が必要か。必要な場合、新たな方策としてはどのようなものが考えられるか
- ⑤ 和解の実効性確保として、強制執行における債権者及び執行方法をどのように考えるべきか

検討事項① 和解の柔軟化の範囲

検討事項

① 共通義務確認訴訟における和解を柔軟化する範囲についてどのように考えるか

【関係する主な意見】

- 現行法第10条はオール・オア・ナッシングの和解しかできない。こういったものはそもそも和解とは言い難い。現行法では一段階目の訴訟を提起したらどちらかが白旗を上げない限り最後までいかなければならず、そういう意味で使いにくい。改善は全体に必要。内容の適正をきちんと確保することを前提として、その和解の内容や在り方についてのデフォルトのルールをあまり決め過ぎないほうがいい。事案の内容、また、当事者が適正だと思ふ解決の内容に応じて柔軟にできる、和解がまとめられるようにするのが大事
- 和解は、本来、内容について非常に柔軟な解決ができるというところに本質的なメリットがある制度。現行法は、共通義務確認訴訟における和解という点では、そこに非常に厳格な枠をはめているということで、その合理性がどこまであるのかということが改めて問われている
- 裁判外の和解と裁判上の和解とで何が異なるのかという観点で見たときに、共通義務の存否について合意しない和解について裁判外で可能であるとする、訴えを取り下げるという処理も考えられ、そうだとすると、訴訟法上の和解としては認めないとする意味がどこまであるのかということが疑問になってくる
- 本制度の特徴は個々の消費者の意思を確認することなく団体が一段階目の訴訟を行える点にある。そのある意味授權がない中で和解を柔軟化するとすると個々の消費者の意に反したり権利を制限するような和解にならないかが問題になる

検討事項② 和解内容の実現に至るまでの手順

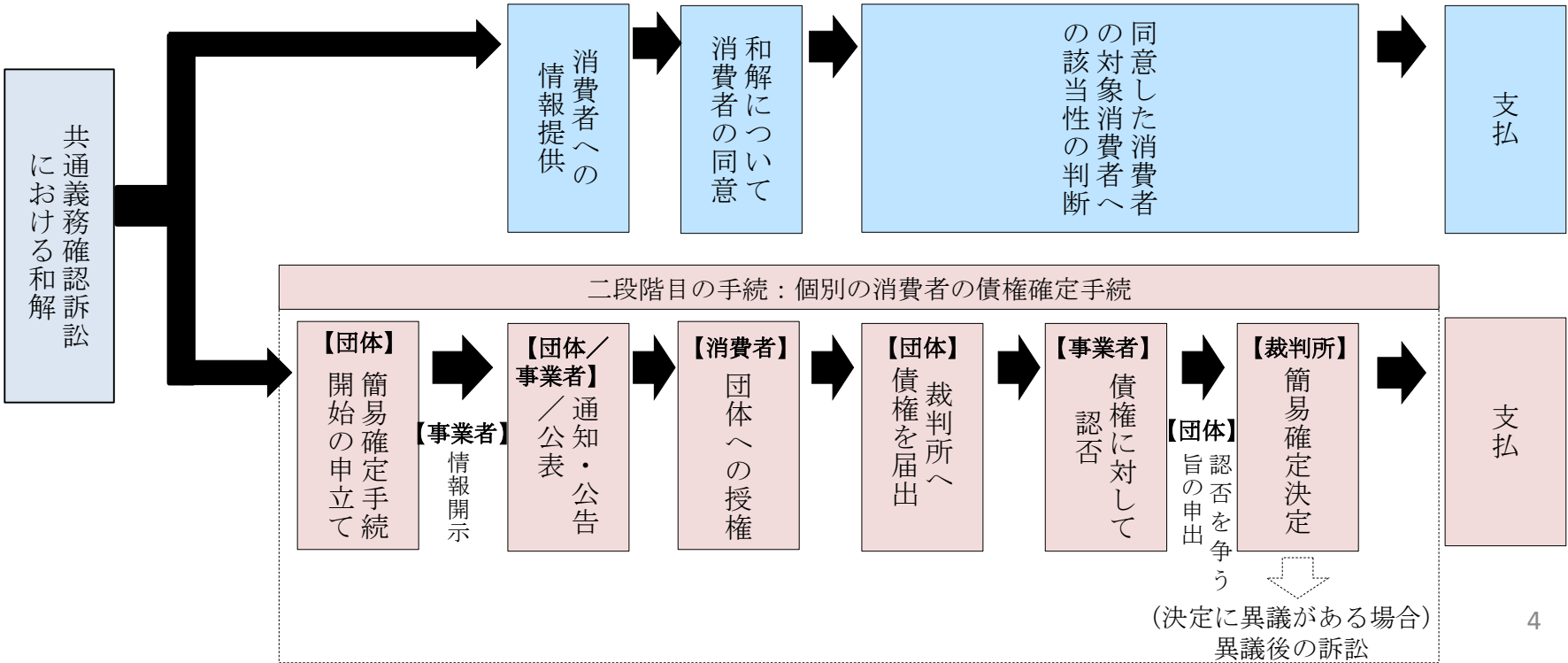
【想定される和解の例】

- 共通義務の存否について明らかにすることなく、事業者が対象消費者一人当たり〇円の解決金を支払う旨の団体と事業者との間の合意
- 共通義務の存在について事業者が認めたとうえで、個々の消費者への支払額を請求額の〇割とする旨の団体と事業者との間の合意

検討事項

②和解内容の実現に至るまでの手順についてどのように考えるか

想定される手順



検討事項② 和解内容の実現に至るまでの手順

検討のポイント

- 消費者への情報提供の主体・方法
- 対象消費者への該当性の判断の主体・方法
- 消費者への支払いの主体・方法
- 対象消費者への支払いと、対象消費者が有する個別債権との関係の整理
- 二段階目の手続の利用の可否。可能とする場合、和解の特殊性を踏まえた手続の変更の要否

【関係する主な意見】

○最終的に個々の消費者の被害回復が図られることが大事。和解という団体と事業者の合意で予定されているステップを置き換えるようなことが考えられる。和解すれば二段階目の処理が不要になるもの、二段階目の手続を使うもの、別ルートに入っていくものも用意することを考えていいのではないか

検討事項③ 和解内容(第三者に金銭を支払う和解)

【想定される和解の例】

- 対象消費者の全部又は一部の特定が困難な事案等において、対象消費者に支払う代わりに、事業者が基金等に寄付を行う旨の団体と事業者との間の合意

検討のポイント

- 基金等への寄付と、対象消費者が有する個別債権との関係の整理
- 事業者にとってのメリット

【関係する主な意見】

○「基金等への寄附」を、少なくとも対象消費者への被害回復が現実的に叶わないという場面においては、和解による被害回復手法として許容されることを明確にすべき。事業者に不当な利得を残させないという理由もあるが、事業者としても、対象消費者への被害回復が現実的に叶わないという場面において、レピュテーション回復のための一方策として積極的にこのような寄附を考えることもあるのではないか

検討事項③ 和解内容(総額和解)

【想定される和解の例】

- 共通義務の存否について明らかにすることなく、事業者が総額〇円の解決金を支払う旨の団体と事業者との間の合意

検討のポイント

- 総額の算定方法
- 総額の対象消費者への分配の基準
- 消費者が加入する時点で、必ずしも個々の支払額が定まらないことを踏まえた、情報提供の在り方

検討事項③ 和解内容(守秘義務条項)

【想定される和解の例】

- 共通義務確認訴訟における訴訟上の和解について、口外禁止や秘匿条項を設ける旨の団体と事業者との間の合意

関係する現行法の主な規律

- 団体による通知・公告（法第25条、第26条）
- 事業者による公表（法第27条）
- 団体の他の団体への通知・内閣総理大臣への報告（法第78条）
- 内閣総理大臣による公表（法第90条）

検討のポイント

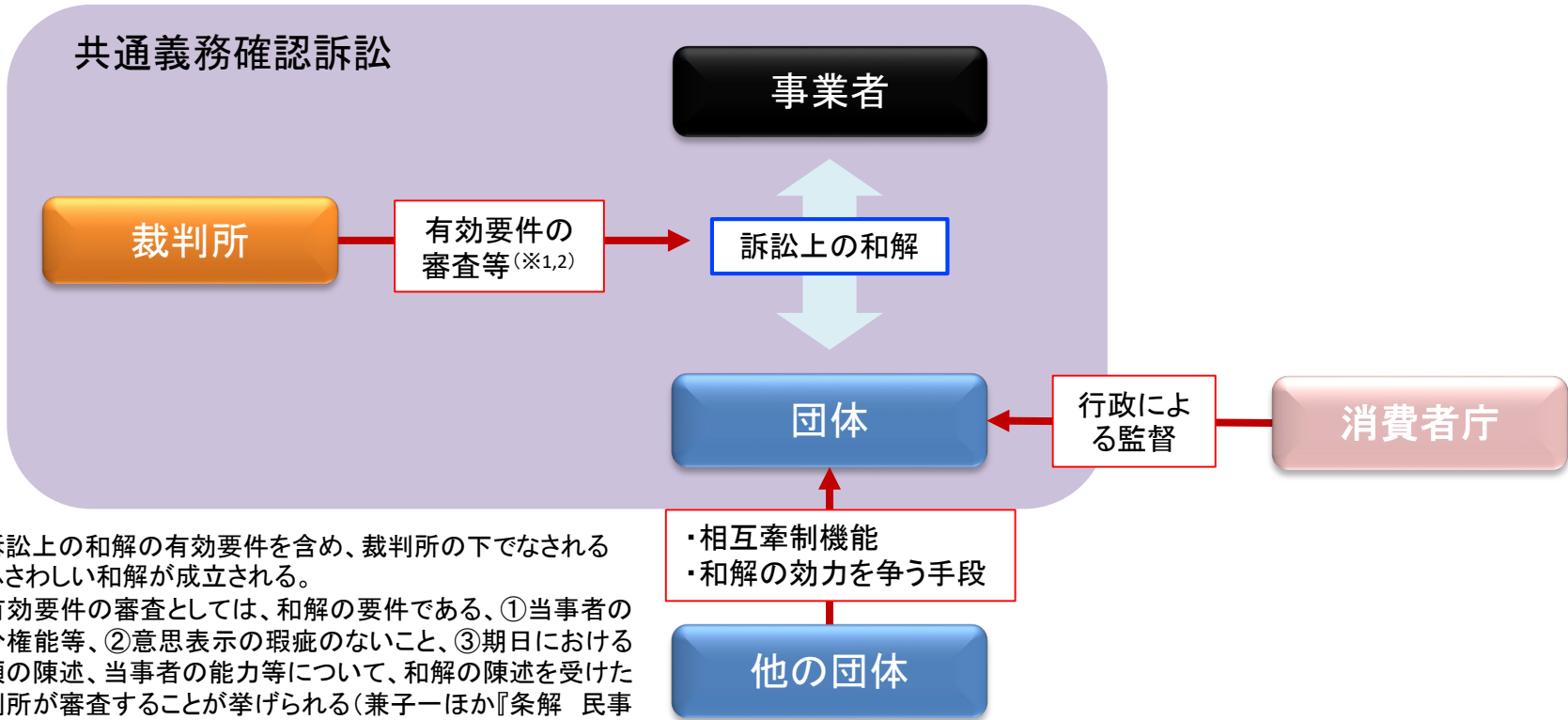
- 公告・公表をせず、通知のみを可能とする和解が可能となるのはどのような場合か

【関係する主な意見】

- 企業実務において和解が好まれる理由は守秘義務条項を入れることができる点にある。一方で本制度で和解内容を秘匿することがそもそも可能なのか。和解内容の適正を担保しつつ和解内容が公開されない仕組みになるかが検討ポイント
- 和解で団体が権利を処分するとするならば、それを公にしなくていいのかが問題になるが、個々の消費者の権利を処分するのだとすれば、事業者が対象消費者をすべて把握していて通知も直接できるのであれば、消費者の権利に関する部分は公にする必要はないとも考えられる

検討事項④ 和解の適正性確保

現行の適正性の確保のための方策の整理



※1 訴訟上の和解の有効要件を含め、裁判所の下でなされるにふさわしい和解が成立される。

※2 有効要件の審査としては、和解の要件である、①当事者の処分権能等、②意思表示の瑕疵のないこと、③期日における口頭の陳述、当事者の能力等について、和解の陳述を受けた裁判所が審査することが挙げられる(兼子一ほか『条解 民事訴訟法』(弘文堂、第2版、2011年)1478頁)

検討事項④ 和解の適正性確保

検討事項

④適正性確保のために現行法上の方策以外に方策が必要か。必要な場合、新たな方策としてはどのようなものが考えられるか

【関係する主な意見】

- (この制度はオプトインなので)和解をしても、納得した人だけが入ってくるという仕組みにせざるを得ない。ただ、適切な内容の和解がなされれば、おそらく実務的にはほぼ全ての消費者は入ってくることになるのではないか。そういう意味では、和解の内容がきちんと消費者の利益になるものとなることは、団体にとっても事業者にとっても重要な要素になるという印象
- 現行の適正性の確保となる規律をさらに加えることが必要かというところではなく、現行の団体の実務運用を見る限りは十分に適正に行使がされていると思っており、十分に既存の規律で足りているのではないかと考える
- 多くの消費者が参加した和解は結果として内容が適正なのではないかということで、参加が対象消費者の何割以上であれば和解が効力を持つという制度にしている国もある。他の団体の牽制や消費者庁による監督以外の適正性確保措置を考えていくかは、和解内容との相関関係で考えていくべき

(参考)海外における訴訟上の和解の規律

○ドイツ民事訴訟法第611条第5項第1文

裁判所により許可された和解は、届出消費者^(※)の30%未満の者がその和解からの離脱を表明している場合に有効である

※ドイツの集団訴訟（ムスタ訴訟）の場合、団体による訴えの提起時点で、消費者が一定の事項を司法機関に届け出ることとされており、そこで届出を行った消費者が届出消費者となる

検討事項⑤ 和解の実効性確保

通常 of 民事訴訟における和解の執行力

- 和解調書の記載が和解当事者の一方の他方に対する具体的給付義務を内容とするときは、執行力を有する
 - ➡給付義務は執行になじむ程度に具体的特定の記載されていなければならない

整理のイメージ

強制執行の債権者	権利
団体	団体の権利
	消費者の権利
消費者	消費者の権利

検討事項

⑤和解の強制執行の債権者及び執行方法をどのように考えるべきか

- 【関係する主な意見】
- 和解に給付条項が含まれていれば、一般的な和解の場合と同様、当該和解には執行力が生ずることになる
 - 実際に強制執行を誰がどういった形で行うのかということについては、和解上の権利が誰の権利として合意されているかに伴い、団体が団体自身の権利について強制執行をする、団体が消費者の権利のために強制執行する、消費者が自身の権利のために強制執行をするなど、それぞれの場合について強制執行がどういった形で認められるのかといった問題がある
 - 和解の実効性確保のため差止請求における間接強制のようなものを考えられないか 11